

2025 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 **株式会社 エイチワン**

代表者名 代表取締役社長執行役員 真 弓 世 紀
(コード番号 5989・東証プライム市場)

問合せ先 上席執行役員 事業統括本部
IR・ESG・法務/人事総務/経理財務担当
宮 本 泰 二
(TEL 048-643-0010)

株式給付信託（BBT）の報酬枠の改定に関するお知らせ

当社は、2016 年 5 月 19 日付で「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）の導入を公表し、2016 年 6 月 22 日開催の第 10 期定時株主総会において役員報酬として決議され、2021 年 6 月 23 日開催の第 15 期定時株主総会において本制度における報酬枠再設定が決議され、現在に至りますが、本日開催の取締役会において、本制度における報酬を増額する議案を 2025 年 6 月 25 日開催の第 19 期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することとしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 報酬枠の改定の背景及び目的

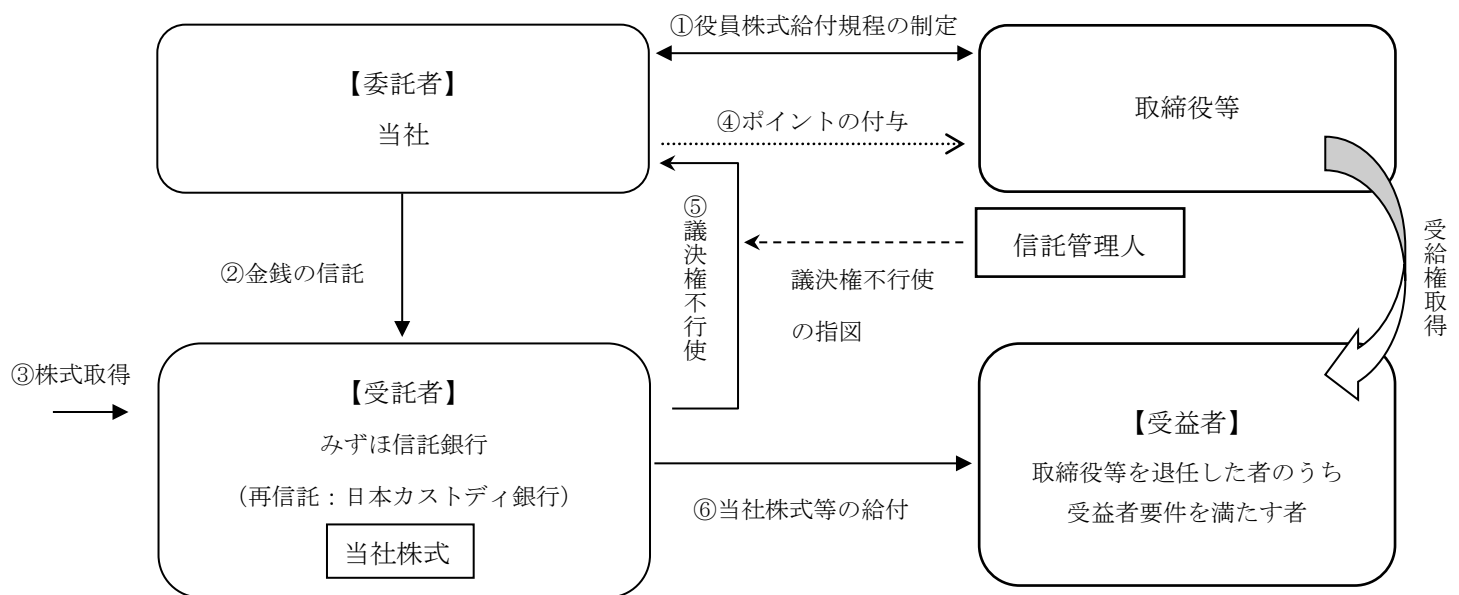
従前の本制度（従前の本制度の内容につきましては、2016 年 5 月 19 日付「役員退職慰労金制度の廃止及び株式給付信託（BBT）導入に関するお知らせ」、2016 年 8 月 10 日付「株式給付信託（BBT）導入（詳細決定）に関するお知らせ」及び 2019 年 11 月 8 日付「株式給付信託（BBT）への追加拠出に関するお知らせ」並びに 2022 年 11 月 8 日付「株式給付信託（BBT）への追加拠出に関するお知らせ」をご参照ください。）は、当社の取締役（社外取締役を除きます。）及び上席執行役員以上の執行役員（以下、「取締役等」といいます。）の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価変動リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識をより高めることを目的としております。今般、当該意識をより一層高めるために、取締役等の報酬全体に占める株式報酬の割合を引き上げるべく、取締役等に付与される 1 事業年度当たりのポイント数の上限を引き上げるとともに、株価の変動が信託により取得する株式数に与える影響を考慮し、当社が信託に拠出する金銭について金額上限を設けず、本制度にかかる報酬の額の具体的な算定方法を定めるものです。

2. 本制度の概要（主な変更点には下線を付しております。）

（1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式の時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

＜本制度の仕組み＞



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

（２）本制度の対象者

本制度の対象者は、取締役（社外取締役を除きます。）及び上席執行役員以上の執行役員とします。なお、監査役は、本制度の対象外とします。

（３）信託期間

2016年８月から信託が終了するまでとします。なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。

（４）信託金額

当社は、2017年３月末日で終了した事業年度から2019年３月末日で終了した事業年度までの３事業年度（以下、当該３事業年度の期間、及び当該３事業年度の経過後に開始する３事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、当初対象期間に関して本制度に基づく取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、140百万円の金銭を本信託に拠出し、本信託を設定いたしました。また、2019年１１月に115百万円の金銭を、2022年１１月に130百万円の金銭を、それぞれ拠出しております。

これらの対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として各対象期間に、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（注）当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

（５）本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（４）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記（６）に定めるとおり１事業年度当たり146,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は438,000株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役等に付与される当社株式等の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、取締役等の職務内容や責任等に応じて付与する役位別のポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、146,000ポイント（うち、取締役分69,000ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

なお、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数690個の発行済株式総数に係る議決権数283,704個（2025年3月31日現在）に対する割合は約0.24%です。

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役等に付与されたポイント数に退任事由別に設定された所定の係数（ただし、当該係数は1.0を超えないものとします。）を乗じて得たポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式等の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会又は取締役会において解任の決議をされた場合又は一定の義務の違反があったことに起因して退任した場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式にかかる議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式にかかる議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了いたします。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に交付されます。

【本信託の概要】

- ①名称 : 株式給付信託 (BBT)
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
- ④受益者 : 取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定
- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- ⑦本信託契約の締結日 : 2016 年 8 月
- ⑧金銭を信託した日 : 2016 年 8 月
- ⑨信託の期間 : 2016 年 8 月から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

以 上